

中国の新「原油市場管理法」 ——WTO 加盟時に約束した石油市場の開放

計量分析ユニット需給分析・予測グループ 主任研究員

しん ちゅうげん
沈 中元 Shen Zhongyuan

2001 年末に中国が WTO に加盟した際に約束した 5 年後の石油市場の開放はその期限を迎えた。中国商務部は 12 月 7 日、政令に当たる石油市場の新しい「石油製品市場管理法」と「原油市場管理法」を公表した。

本稿と次稿はその全貌を提供する。また、内容が正確に把握されることと、実務上中国語の固有名称が必要であることを考慮し、日本語版と中国語を左右併記した。

日本語版	中国語版
<p>「公表部門」商務部 「公表政令番号」商務部令 2006 年第 24 号 「公表日付」2006-12-04 「実施日付」2007-01-01</p> <p>「原油市場管理法」は 2006 年 12 月 4 日に商務部指導部の全員賛成で通過し、ここで公表し、2007 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>部長：薄熙来</p> <p>二〇〇六年十二月四日</p> <hr/> <p style="text-align: center;">原油市場管理法</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第一条 原油市場の監督・管理を強化し、原油の経営を規範化し、原油市場の秩序を保ち、原油企業と消費者の合法的權益を保護するため、「國務院が行政審査保留必需項目に行政許可を設定する決定」(國務院令第 412 号)と関連の法律、行政法規に基づいて本法を制定する。</p> <p>第二条 中華人民共和国の境界内は原油</p>	<p>【发布单位】商务部 【发布文号】商务部令 2006 年第 24 号 【发布日期】2006-12-04 【实施日期】2007-01-01</p> <p>《原油市场管理办法》已于 2006 年 12 月 4 日经商务部部领导一致同意通过，现予以公布，自 2007 年 1 月 1 日起施行。</p> <p>部长：薄熙来</p> <p>二〇〇六年十二月四日</p> <hr/> <p style="text-align: center;">原油市场管理办法</p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为加强原油市场监督管理，规范原油经营行为，维护原油市场秩序，保护原油经营企业和消费者的合法权益，根据《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》(国务院令 412 号)和有关法律、行政法规，制定本办法。</p> <p>第二条 在中华人民共和国境内从事原</p>

<p>の経営活動に従事する事業者は、関連法律法規と本法を守らなければならない。本法がいう原油経営企業とは原油の販売と倉庫貯蔵の経営活動に従事する企業のことである。</p> <p>第三条 国家は原油の経営活動に対して許可制を実施する。</p> <p>商務部は原油市場を管理する法律・法規を起草し、部門の規則を策定・実施し、法律に基づいて全国の原油市場に対して監督と管理を行う。各級人民政府の商務主管部門は本法、関連法律・法規に基づいて管轄区域内の原油の経営活動の監督と管理を組織・協調する。</p> <p>第四条 本法がいう原油とは中華人民共和国領域および管轄海域で採掘・生産した原油と輸入した原油のことである。</p> <p>第 2 章 原油経営の許可申請と受理</p> <p>第 5 条 原油の販売と倉庫貯蔵経営の資格を申請する企業は、所在地の省クラスの人民政府の商務主管部門に申請し、省クラスの人民政府の商務主管部門が審査した後に、一次の審査意見および申請書類を商務部に報告し、商務部が原油の販売、倉庫貯蔵の経営に許可の可否を決定する。</p> <p>第六条 原油販売資格を申請する企業は、下記の条件を有しなければならない。</p> <p>(1) 申請者主体は中国の企業法人の資格を持ち、登記資本金は 1 億の人民元以上であること。</p> <p>(2) 長期・安定した原油の供給ルートを持つこと。</p> <p>1、国务院の許可で「石油採掘許可証」を取得し、原油生産の実績を有する採掘企業、あるいは</p> <p>2、原油輸入資格を持ち、年間輸入量が 50 万トン以上の輸入企業、あるいは</p> <p>3、本 1、2 款の要求を満たした企業と 1</p>	<p>油经营活动的，应当遵守有关法律法规和本办法。本办法所称原油经营企业是指从事原油销售和仓储活动的企业。</p> <p>第三条 国家对原油经营活动实行许可制度。</p> <p>商务部负责起草原油市场管理的法律法规，拟定部门规章并组织实施，依法对全国原油市场进行监督管理。各级人民政府商务主管部门依据本办法和相关法律法规负责组织协调本辖区内原油经营活动的监督管理。</p> <p>第四条 本办法所称原油是指在中华人民共和国领域及管辖海域开采生产的原油和进口原油。</p> <p>第二章 原油经营许可的申请与受理</p> <p>第五条 申请原油销售、仓储经营资格的企业，应当向所在地省级人民政府商务主管部门提出申请，省级人民政府商务主管部门审查后，将初步审查意见及申请材料上报商务部，由商务部决定是否给予原油销售、仓储许可。</p> <p>第六条 申请原油销售资格的企业，应当具备下列条件：</p> <p>(一) 申请主体应具有中国企业法人资格，注册资本不低于 1 亿元人民币；</p> <p>(二) 具有长期、稳定的原油供应渠道：</p> <p>1、经国务院批准取得《石油采矿许可证》并有实际产量的原油开采企业，或者</p> <p>2、具有原油进口经营资格且年进口量在 50 万吨以上的进口企业，或者</p> <p>3、与符合本款 1、2 项要求的企业签</p>
--	--

<p>年以上、経営規模と相応しい原油供給の契約を締結すること。</p> <p>(3) 長期・安定・合法の原油販売ルートを持つこと。</p> <p>(4) 容量が 20 万立方メートル以上の原油倉庫を持つこと。石油タンクの建設は現地の都市と農村の計画、石油タンクの配置の計画に合うこと。国土資源、企画・建設、安全の監督・管理、公安・消防、環境保護、気象、品質検査のなど部門の検査を通過すること。</p> <p>第七条 原油の倉庫貯蔵の経営資格を申請する企業は、下記の条件を有しなければならない。</p> <p>(1) 申請者は中国の企業法人の資格を持ち、登記資本金は 5000 万の人民元以上であること。</p> <p>(2) 容量が 50 万立方メートル以上の原油倉庫を持つこと。石油タンクの建設は現地の都市と農村の計画、石油タンクの配置の計画に合うこと。国土資源、企画・建設、安全の監督・管理、公安・消防、環境保護、気象、品質検査のなど部門の検査に通過すること。</p> <p>(3) 原油の受け入れ・積み下ろしのパイプラインあるいは鉄道の専用線、あるいは 5 万トン以上の原油の水運の埠頭などの施設を持つこと。</p> <p>第八条 外国資本の投資による原油経営企業は、本法と国家の関連政策、外商投資法律、法規、規則に従わなければならない。</p> <p>第九条 原油販売資格を申請する企業は、下記の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請書。</p> <p>(2) 長期・安定した原油の供給ルートを証明する法律書類および関連書類。</p> <p>(3) 長期・安定・合法の原油販売ルートを証明する法律書類および関連書類。</p> <p>(4) 原油の石油タンクと関連設備の財産権を証明する書類。国土資源、企画・建設、安全の監督・管理、公安・消防、環境保護、</p>	<p>訂 1 年以上的与经营规模相适应的原油供应协议；</p> <p>(三) 具有长期、稳定、合法的原油销售渠道；</p> <p>(四) 拥有库容不低于 20 万立方米的原油油库，油库建设符合当地城乡规划、油库布局规划；并通过国土资源、规划建设、安全监管、公安消防、环境保护、气象、质检等部门的验收。</p> <p>第七条 申请原油仓储资格的企业，应当具备下列条件：</p> <p>(一) 申请主体应具有中国企业法人资格，注册资本不低于 5000 万元人民币；</p> <p>(二) 拥有库容不低于 50 万立方米的原油油库，油库建设符合当地城乡规划、油库布局规划；并通过国土资源、规划建设、安全监管、公安消防、环境保护、气象、质检等部门的验收；</p> <p>(三) 具备接卸原油的输送管道或铁路专用线或不低于 5 万吨的原油水运码头等设施。</p> <p>第八条 设立外商投资原油经营企业，应当遵守本办法及国家有关政策、外商投资法律、法规、规章的规定。</p> <p>第九条 申请原油销售资格的企业，应当报送下列文件：</p> <p>(一) 申请文件；</p> <p>(二) 长期、稳定原油供应渠道的法律文件及相关材料；</p> <p>(三) 长期、稳定、合法原油销售渠道的法律文件及相关材料；</p> <p>(四) 原油油库及其配套设施的产权证明文件；国土资源、规划建设、安全监管、公安消防、环境保护、气象、质检等部门核</p>
--	---

<p>気象、品質検査などの部門が交付した石油タンクと関連施設の批准証明書と検査合格書。</p> <p>(5) 工商部門が交付した「企業法人営業許可書」あるいは「企業名称事前批准通知書」。</p> <p>(6) 安全監督・管理部門が交付した「危険化学品経営許可証」。</p> <p>(7) 外資企業はさらに「中華人民共和國外国投資企業批准證書」を提出しなければならない。</p> <p>(8) 審査機関が要求した他の書類。</p> <p>第十条 原油の倉庫貯蔵の経営資格を申請する企業は下記の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請書。</p> <p>(2) 原油の石油タンクと関連設備の財産権を証明する書類。国土資源、企画・建設、安全の監督・管理、公安・消防、環境保護、気象、品質検査などの部門が交付した石油タンクと関連施設の批准証明書と検査合格書。</p> <p>(3) 原油の受け入れ・積み下ろしのパイプラインあるいは鉄道の専用線、あるいは 5 万トン以上の原油の水運の埠頭などの施設の財産権証明書。</p> <p>(4) 工商部門が交付した「企業法人営業許可証」あるいは「企業名称事前批准通知書」。</p> <p>(5) 安全監督・管理部門が交付した「危険化学品経営許可証」。</p> <p>(6) 外資企業はさらに「中華人民共和國外国投資企業批准証明書」を提出しなければならない。</p> <p>(7) 審査機関が要求した他の書類。</p> <p>第十一条 省クラス以上の商務主管部門は公務場所において原油販売、倉庫貯蔵の経営の許可申請の条件、プロセス、期限、および必要な書類リストと統一した申請書を公示しなければならない。</p> <p>第十二条 申請を受け取った省クラスの人民政府の商務主管部門は申請書類が不十分または不備と判断した場合、申請の日か</p>	<p>发的油库及其他设施的批准证书及验收合格文件；</p> <p>(五) 工商部门核发的《企业法人营业执照》或《企业名称预先核准通知书》；</p> <p>(六) 安全监管部门核发的《危险化学品经营许可证》；</p> <p>(七) 外商投资企业还应提供《中华人民共和国外商投资企业批准证书》；</p> <p>(八) 审核机关要求的其他文件。</p> <p>第十条 申请原油仓储资格的企业，应当报送下列文件：</p> <p>(一) 申请文件；</p> <p>(二) 原油油库及其配套设施的产权证明文件；国土资源、规划建设、安全监管、公安消防、环境保护、气象、质检等部门核发的油库及其他设施的批准证书及验收合格文件；</p> <p>(三) 接卸原油的输送管道或铁路专用线或不低于 5 万吨的原油水运码头等设施的产权证明文件；</p> <p>(四) 工商部门核发的《企业法人营业执照》或《企业名称预先核准通知书》；</p> <p>(五) 安全监管部门核发的《危险化学品经营许可证》；</p> <p>(六) 外商投资企业还应提供《中华人民共和国外商投资企业批准证书》；</p> <p>(七) 审核机关要求的其他文件。</p> <p>第十一条 省级以上商务主管部门应当在办公场所公示原油销售、仓储许可申请的条件、程序、期限以及需提交的材料目录和申请书规范文本。</p> <p>第十二条 接受申请的省级人民政府商务主管部门认为申请材料不齐全或者不符合规定的，应当在收到申请之日起 5 个工作日</p>
---	---

<p>ら 5 業務日以内、すべての必要補正内容を 1 回で通知しなければならない。期限を過ぎて通知しない場合、申請資料を受け取った日から受理したとみなす。</p> <p>第十三条 省クラスの人民政府の商務主管部門は、申請者の書類が揃い、規定形式に合い、および申請者が要求に基づいて不足・不備の申請書類を補正した時、申請を受理しなければならない。</p> <p>省クラスの人民政府の商務主管部門は許可申請を受理した場合、当行政機関の専用印章を捺印し、日付を明記した書面の書類を交付しなければならない。許可申請を受理しない場合、当行政機関の専用の印章を捺印し、不受理の理由と日付を明記した書面の書類を交付するとともに、申請者が法律に基いて行政再議を申請する、あるいは行政訴訟を起こす権利があることを申請人に知らせなければならない。</p> <p>第 3 章 原油販売、倉庫貯蔵経営の許可申請のプロセスと期限</p> <p>第十四条 省クラスの人民政府の商務主管部門は、申請者の原油販売、倉庫貯蔵の経営の申請を受け取った後、20 業務日以内で審査を完了し、一次の審査意見と申請書類を商務部に報告する。</p> <p>第 15 条 商務部は省クラスの人民政府の商務主管部門が報告した企業の原油経営資格の申請資料を受け取った後、20 業務日以内で審査を完成する。本法の第六条が定めた条件を満たした申請に、原油販売許可を与え、「原油販売経営批准証書」を交付する。本法の第七条が定めた条件を満たした申請に、原油倉庫貯蔵経営許可を与え、「原油倉庫貯蔵経営批准証書」を交付する。条件を満たしていない申請に、不許可の決定と理由を書面で申請者に知らせるとともに、申請者が法律に基いて行政再議を申請する、あるいは行政訴訟を起こす権利があること</p>	<p>内一次告知申請人所需补正的全部内容。逾期不告知的，自收到申请材料之日起即为受理。</p> <p>第十三条 省级人民政府商务主管部门在申请人材料齐全、符合规定形式，以及申请人按照要求提交全部补正申请材料时，应当受理申请。</p> <p>省级人民政府商务主管部门受理许可申请，应当出具加盖本行政机关专用印章和注明日期的书面凭证。不受理许可申请，应当出具加盖本行政机关专用印章、说明不受理理由和注明日期的书面凭证，并告知申请人享有依法申请行政复议或者提出行政诉讼的权利。</p> <p>第三章 原油销售、仓储许可审查的程序与期限</p> <p>第十四条 省级人民政府商务主管部门在收到申请人上报的原油销售、仓储经营资格申请后，应当在 20 个工作日内完成审查，并将初步审查意见和申请材料上报商务部。</p> <p>第十五条 商务部自收到省级人民政府商务主管部门上报的企业原油经营资格申请材料之日起，20 个工作日内完成审核。对符合本办法第六条规定条件的，应当给予原油销售许可，并颁发《原油销售经营批准证书》；对符合本办法第七条规定条件的，应当给予原油仓储许可，并颁发《原油仓储经营批准证书》。对不符合条件的，将不予许可的决定及理由书面通知申请人，并告知申请人享有依法申请行政复议或提出行政诉讼的权利。</p>
--	---

<p>を申請人に通知する。</p> <p>企業は商務部が交付した「原油販売経営批准証書」、「原油倉庫貯蔵経営証書」を基に工商行政管理と税務部門にて登録手続きを行う。</p> <p>第 16 条 原油経営企業は倉庫施設を新設・移転・拡張を經營する場合、国土資源・企画・建設、安全の監督・管理、公安・消防、環境保護、気象、品質検査などの部門の検査を受けた後、商務部に報告・登録しなければならない。</p> <p>第 17 条 外資企業の設立、經營内容の変更、または境界内の企業を買収・合併する時に原油經營の業務と関連した場合、省クラスの人民政府の商務主管部門に申請しなければならない。省クラスの人民政府の商務主管部門はすべての申請書類を受け取った日から 1 ヶ月以内に審査を完成し、一次の審査意見と申請書類を商務部に報告しなければならない。商務部はすべての書類を受け取った日から 3 ヶ月以内に批准の可否を決定する。</p> <p>第 4 章 原油販売、倉庫貯蔵經營の批准証書の交付と変更</p> <p>第 18 条 「原油販売経営批准証書」、「原油倉庫貯蔵経営批准証書」は商務部が統括して印刷と交付する。</p> <p>第 19 条 原油経営企業は「原油販売経営批准証書」、「原油倉庫貯蔵経営批准証書」の記載事項の変更を求める際、省クラスの人民政府の商務主管部門に申請しなければならない。省クラスの人民政府の商務主管部門は一次審査をした上で、一次審査の意見と申請書類を商務部に報告しなければならない。</p> <p>引き続き原油經營に従事する条件を有する場合、商務部は「原油販売経営批准証書」、</p>	<p>企业凭商务部核发的《原油销售经营批准证书》、《原油仓储经营批准证书》到工商行政管理、税务部门办理登记手续。</p> <p>第十六条 原油经营企业新建、迁建、扩建仓储设施的，须在办理国土资源、规划建设、安全监管、公安消防、环境保护、气象、质检等验收手续后，报商务部备案。</p> <p>第十七条 外商投资企业设立、变更经营范围或外商并购境内企业涉及原油经营业务的，应当向省级人民政府商务主管部门提出申请，省级人民政府商务主管部门应当自收到全部申请文件之日起 1 个月内完成审查，并将初步审查意见及申请材料上报商务部，商务部在收到全部申请文件之日起 3 个月内作出是否批准的决定。</p> <p>第四章 原油销售、仓储批准证书的颁发与变更</p> <p>第十八条 《原油销售经营批准证书》、《原油仓储经营批准证书》由商务部统一负责印制、颁发。</p> <p>第十九条 原油经营企业要求变更《原油销售经营批准证书》、《原油仓储经营批准证书》事项的，应向省级人民政府商务主管部门提出申请。省级人民政府商务主管部门应当进行初审，并将初审意见及申请材料报商务部。</p> <p>具备继续从事原油经营条件的，由商务部换发变更的《原油销售经营批准证书》、《原</p>
---	---

<p>「原油倉庫貯蔵経営批准証書」を変更・交換する。</p> <p>第 20 条 原油経営企業は「原油販売経営批准証書」、「原油倉庫貯蔵経営批准証書」の記載事項の変更を求める際、下記の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 企業名称の変更には、工商行政管理部門が交付した「企業名称事前批准通知書」の提出。</p> <p>(2) 法定代表人の変更には、就任証明書と新しい法定の代表人の身分証明書の提出。</p> <p>(3) 貯蔵と運輸施設の移転を伴わない経営住所の変更には、経営場所の合法使用権の証明書の提出。</p> <p>(4) 投資主体の変更が発生した場合、旧経営事業者は関連資格の取り消し手続きをし、新経営事業者は関連資格を新たに申請しなければならない。</p>	<p>油仓储经营批准证书》。</p> <p>第二十条 原油经营企业要求变更《原油销售经营批准证书》、《原油仓储经营批准证书》事项的，应提交下列文件：</p> <p>(一) 企业名称变更的，应当提供工商行政管理部门出具的《企业名称预先核准通知书》；</p> <p>(二) 法定代表人变更的，应附任职证明和新的法定代表人身份证明；</p> <p>(三) 不涉及储运设施迁移的经营地址变更，应提供经营场所合法使用权证明；</p> <p>(四) 经营单位投资主体发生变化的，原有经营单位应办理相应经营资格注销手续，新的经营单位应重新申办相应资格。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監督管理</p>	<p style="text-align: center;">第五章 監督管理</p>
<p>第二十一条 各級の人民政府の商務主管部門は管轄区域の原油市場に対する監督・検査を強化し、原油経営企業の法律違反・法規違反の行為を調査・処分しなければならない。</p>	<p>第二十一条 各级人民政府商务主管部门应当加强对本辖区原油市场的监督检查，对原油经营企业的违法违规进行查处。</p>
<p>第 22 条 省クラスの人民政府の商務主管部門は本法に従って、関連部門を組織して原油経営資格のある企業に対して毎年検査を行い、検査結果を商務部に報告しなければならない。</p>	<p>第二十二条 省级人民政府商务主管部门应当依据本办法，每年组织对具有原油经营资格的企业进行检查，并将检查结果报商务部。</p>
<p>年度検査で不合格な原油経営企業は、商務部の期間内の改善命令で整頓・改善しなければならない。整頓・改善でも不合格の場合、原油経営資格を取り消す。</p>	<p>年度検査中不合格の原油经营企业，商务部应当责令其限期整改；经整改仍不合格的，撤销其原油经营资格。</p>
<p>第 23 条 原油販売企業の年度検査の主要な内容は以下である。</p> <p>(1) 企業の前年度の原油の経営状況。</p> <p>(2) 原油の供給はおよび販売契約の締結、執行状況。</p>	<p>第二十三条 原油销售企业年度检查的主要内容是：</p> <p>(一) 企业上年度原油经营状况；</p> <p>(二) 原油供油及销售协议的签订、执行情况；</p>

<p>(3) 原油販売企業と関連設備が本法と関連技術規範の要求を満たしているかどうか。</p> <p>(4) 企業の消防、安全、環境保護などの面における状況。</p> <p>第 24 条 原油倉庫貯蔵経営企業の年度検査の主要な内容は以下である。</p> <p>(1) 企業の前年度に原油倉庫貯蔵経営の状況。</p> <p>(2) 原油倉庫貯蔵経営企業と関連設備が本法と関連技術規範の要求を満たしているかどうか。</p> <p>(3) 企業の消防、安全、環境保護などの面における状況。</p> <p>第 25 条 原油経営企業が休業または営業停止する場合、商務部にて原油経営資格の一時停止または抹消の手続きを行わなければならない。原油経営企業の休業期間は 18 ヶ月を上回ってはならない。無断で休業・営業停止の手続きを取らなかった場合、または休業・営業停止が 18 ヶ月を上回った場合、商務部はその原油経営許可を取り消し、「原油販売経営批准証書」、「原油倉庫貯蔵経営批准証書」を抹消し、関係部門に通知する。</p> <p>第 26 条 各級の商務主管部門は原油経営の許可と市場の監督・管理を実施する際、費用を徴収してはならない。</p> <p>第 27 条 商務部は原油経営許可を取得した企業の名簿、変更、取り消し状況を公示しなければならない。</p> <p>第 28 条 「原油販売経営批准証書」、「原油倉庫貯蔵経営批准証書」を偽造、塗り替え、売買、賃貸、貸し出し、あるいはいかなるその他の形で譲ってはならない。すでに変更または抹消された「原油販売経営批准証書」、「原油倉庫貯蔵経営批准証書」は商務部に返上し、その他のいかなる部門と個人は保管してはならない。</p>	<p>(三) 原油销售企业及其配套设施是否符合本办法及有关技术规范要求;</p> <p>(四) 企业消防、安全、环保等方面情况。</p> <p>第二十四条 原油仓储企业年度检查的主要内容是:</p> <p>(一) 企业上年度原油仓储经营状况;</p> <p>(二) 原油仓储企业及其配套设施是否符合本办法及有关技术规范要求;</p> <p>(三) 企业消防、安全、环保等方面情况。</p> <p>第二十五条 原油经营企业歇业或终止经营的,应当到商务部办理原油经营资格暂停或注销手续。原油经营企业的停歇业不应超过 18 个月。无故不办理停歇业手续或停歇业超过 18 个月的,由商务部撤销其原油经营许可,注销《原油销售经营批准证书》、《原油仓储经营批准证书》,并通知有关部门。</p> <p>第二十六条 各级商务主管部门实施原油经营许可及市场监督管理,不得收取费用。</p> <p>第二十七条 商务部应当将取得原油经营许可的企业名单和变更、撤销情况进行公示。</p> <p>第二十八条 《原油销售经营批准证书》、《原油仓储经营批准证书》不得伪造、涂改、买卖、出租、转借或者以任何其他形式转让。已变更或注销的《原油销售经营批准证书》、《原油仓储经营批准证书》应当交回商务部,其他任何单位和个人不得私自收存。</p>
---	--

<p>第 29 条 原油経営企業は法律に基いて経営しなければならない、下記の行為を禁止する。</p> <p>(1) 資格証書無しで経営した場合、営業許可書なしで経営した場合、資格証書と営業許可書が一致しない場合、経営範囲を超えた場合。</p> <p>(2) 雑物・偽物を混入する行為。偽物を本物に、不良品を優良品に偽る行為。</p> <p>(3) 不法なルートで得た原油を販売・倉庫貯蔵する行為。</p> <p>(4) 国家の許可を得ていない石油の精製企業と販売企業に原油を販売、または倉庫貯蔵サービスを提供する行為。</p> <p>(5) 価格の法律・法規を違反し、油価を吊り上げ、または安価でダンピングする行為。</p> <p>(6) 国家の法律・法規で禁止したその他の経営行為。</p> <p>第 30 条 下記の項目に 1 つに当たった場合、商務部は原油経営許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 資格を持っていない、あるいは法定の条件を満たしていない申請者に許可を与えた場合。</p> <p>(2) 法定の職権を越えて批准許可を与えた場合。</p> <p>(3) 法定のプロセスを違反して批准許可を与えた場合。</p> <p>(4) 原油販売企業が本法の第六条が定めた条件を満たしていない場合。</p> <p>(5) 原油倉庫貯蔵経営企業が本法の第七条が定めた条件を満たしていない場合。</p> <p>(6) 年度検査に未参加あるいは未合格の場合。</p> <p>(7) 許可取得者が詐欺や賄賂などの正当でない手段で経営許可を得た場合。</p> <p>(8) 関連事実を隠蔽し、偽りの書類を提供、あるいはその経営活動を反映する真実の書類の提供を拒否した場合。</p> <p>(9) 法律に基いて行政許可を取り消さなければならない他の場合。</p>	<p>第二十九条 原油经营企业应当依法经营，禁止下列行为：</p> <p>(一) 无证无照、证照不符或超范围经营；</p> <p>(二) 掺杂掺假、以假充真、以次充好；</p> <p>(三) 销售、仓储非法渠道获得的原油；</p> <p>(四) 向未经国家批准的炼油企业、销售企业销售原油或为其提供仓储服务；</p> <p>(五) 违反价格法律法规，哄抬油价或低价倾销；</p> <p>(六) 国家法律法规禁止的其他经营行为。</p> <p>第三十条 有下列情况之一的，商务部应当撤销原油经营许可：</p> <p>(一) 对不具备资格或者不符合法定条件的申请人作出准予许可决定的；</p> <p>(二) 超越法定职权作出准予许可决定的；</p> <p>(三) 违反法定程序作出准予许可决定的；</p> <p>(四) 原油销售企业不再具备本办法第六条规定条件的；</p> <p>(五) 原油仓储企业不再具备本办法第七条规定条件的；</p> <p>(六) 未参加或未通过年度检查的；</p> <p>(七) 被许可人以欺骗、贿赂等不正当手段取得经营许可的；</p> <p>(八) 隐瞒有关情况、提供虚假材料或者拒绝提供反映其经营活动真实材料的；</p> <p>(九) 依法应当撤销行政许可的其他情形。</p>
--	---

第 6 章 法律上の責任	第六章 法律责任
<p>第 31 条 商務主管部門と職員が本法の決定を違反し、下記の項目の 1 つに当たった場合、その上級の行政機関あるいは監察機関が業務改正を行わせる。違反が深刻な場合、主管の直接責任者とその他の直接責任者を行政処分する。</p> <p>(1) 法定の条件を満たした申請を受理しなかった場合。</p> <p>(2) 申請者に、不受理の理由、または不許可の理由を説明しなかった場合。</p> <p>(3) 条件を満たしていない申請者に許可を与え、または法定の職権を超えて許可を与えた場合。</p> <p>(4) 法定の条件を満たした申請者に許可を与えない、または正当な理由がなく法定期間内で許可を与えなかった場合。</p> <p>(5) 法律に基いて監督の職責あるいは監督の履行が不十分で、深刻な結果を引き起こした場合。</p> <p>第 32 条 商務主管部門は原油經營許可を実施する過程で、無断で費用を徴収した場合は、その上級の行政機関あるいは監察機関が徴収した費用を返却させ、主管担当者と直接の責任者を行政処分する。</p> <p>第 33 条 原油經營企業は下記の行為が 1 つでもあった場合、法律・法規に具体的な規定がある場合にはそれらの規定に従い、法律・法規に規定がない場合には、商務部が状況の深刻度に基づいて警告、期間内の改正令、あるいは違法行為で得られた利益の 3 倍以下あるいは 30000 元以下の罰金の処罰を与える。</p> <p>(1) 原油經營批准証書を塗り替え、転売、賃貸、貸し出し、またはその他のあらゆるの形態で譲る場合。</p> <p>(2) 本法が規定した条件とプロセスに違反し、無断で原油の石油タンクを新設、移転、拡張した場合。</p> <p>(3) 雑物・偽物を混入、偽物を本物に、および不良品を優良品に偽ることなどの手段</p>	<p>第三十一条 商务主管部门及其工作人员违反本办法规定，有下列情形之一的，由其上级行政机关或监察机关责令改正；情节严重的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员给予行政处分：</p> <p>(一) 对符合法定条件的申请不予受理的；</p> <p>(二) 未向申请人说明不受理申请或者不予许可理由的；</p> <p>(三) 对不符合条件的申请者予以许可或者超越法定职权作出许可的；</p> <p>(四) 对符合法定条件的申请者不予批准或无正当理由不在法定期限内作出批准决定的；</p> <p>(五) 不依法履行监督职责或监督不力，造成严重后果的。</p> <p>第三十二条 商务主管部门在实施原油经营许可过程中，擅自收费的，由其上级行政机关或监察机关责令退还非法收取的费用，并对主管人员和直接责任人员给予行政处分。</p> <p>第三十三条 原油经营企业有下列行为之一的，法律、法规有具体规定的，从其规定；法律、法规未做规定的，由商务部视情节依法给予警告、责令限期改正、处违法所得 3 倍以下或 30000 元以下罚款处罚：</p> <p>(一) 涂改、倒卖、出租、出借或者其他形式非法转让原油经营批准证书的；</p> <p>(二) 违反本办法规定的条件和程序，擅自新建、迁建和扩建原油油库的；</p> <p>(三) 采取掺杂掺假、以假充真、以次充好等手段销售原油的；</p>

<p>で原油を販売した場合。</p> <p>(4) 不法なルートで得た原油を販売、倉庫貯蔵した場合；</p> <p>(5) 国家の許可を得ていない石油の精製企業と販売企業に原油を販売、または倉庫貯蔵サービスを提供した場合。</p> <p>(6) 国家の価格の法律・法規を違反して原油を販売する場合。</p> <p>(7) 法律・法規が定めたその他の違法行為があった場合。</p> <p>第 34 条 原油経営に従事する経営資格の申請者は下記の行為の1つがあった場合、商務部は不受理または不許可の決定と警告を与える。申請者は 1 年以内に原油経営許可を再申請してはならない。</p> <p>(1) 真実を隠した場合。</p> <p>(2) 偽りの書類を提出した場合。</p> <p>(3) 関連政策と申請プロセスを違反し、状況が深刻な場合。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 付則</p> <p>第 35 条 中華人民共和国の境界内で中国と合作で陸上あるいは海上の石油資源を開発・採掘する外国の契約者は、「中華人民共和国对外合作開採（開発・採掘）陸上石油資源条例」と「中華人民共和国对外合作開採（開発・採掘）海洋石油資源条例」の関連規定を遵守しなければならない。</p> <p>本法が公布される前に、法律に基いて批准を受け、国家の政策に合う原油生産企業は本法が定めた規定に従って「原油販売経営批准証書」を申請・受領する。</p> <p>第 36 条 本法の解釈は商務部の責任で行う。</p> <p>第 37 条 本法は 2007 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>(四) 销售或仓储非法渠道获得原油的；</p> <p>(五) 向未经国家批准的炼油企业、销售企业销售原油或为其提供仓储服务的；</p> <p>(六) 违反国家价格法律、法规销售原油的；</p> <p>(七) 法律、法规规定的其他违法行为。</p> <p>第三十四条 企业申请从事原油经营资格有下列行为之一的，商务部应当作出不予受理或者不予许可的决定，并给予警告；申请人在一年内不得再次申请原油经营许可。</p> <p>(一) 隐瞒真实情况的；</p> <p>(二) 提供虚假材料的；</p> <p>(三) 违反有关政策和申请程序，情节严重的。</p> <p style="text-align: center;">第七章 附则</p> <p>第三十五条 在中华人民共和国境内从事中外合作开采陆上或海上石油资源的外国合同者，应遵守《中华人民共和国对外合作开采陆上石油资源条例》和《中华人民共和国对外合作开采海洋石油资源条例》的有关规定。</p> <p>本办法颁布以前，原有经依法批准的、符合国家政策的原油生产企业按本办法规定申领《原油销售经营批准证书》。</p> <p>第三十六条 本办法由商务部负责解释。</p> <p>第三十七条 本办法自 2007 年 1 月 1 日起施行。</p>
---	---

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp